

複合機賃貸借及び保守業務 仕様書

1. 目的

境港漁業調整事務所における事務処理の迅速化・効率化を図ることとするものである。

2. 賃貸借物件

電子複合機 2台（詳細は別紙1～2による。）

3. 賃貸借期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの60ヶ月

4. 環境

- ①国際エネルギースタープログラムの基準（省エネルギー制度）に適合している物件であること。
- ②グリーン購入法に適合している物件であること。

5. セキュリティ関係

- ①別添「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき作業を行うこと。
- ②印刷ジョブ終了後、メモリー・HDD内の残存データ（画像データ）を自動的に消去可能であることとし、設定された状態で納品すること。
- ③HDD内のスキャンデータのパスワードによる保護が可能であること。
- ④管理者モードにパスワードを設定することとし、設定された状態で納品すること。また、そのデフォルト値は第三者が推測しにくいものとする。
- ⑤HDD内の保存データは暗号化されていること。また、複合機とPC間の通信が暗号化できること。
- ⑥FAX機能について、誤送信防止のための宛先2回入力設定、宛先確認画面の表示及び同報送信の禁止が可能であることとし、設定された状態で納品すること。
- ⑦「IEEE Std 2600.1-2009, protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment AVersion 1.0」と同等以上のセキュリティ要件を満たしたISO/IEC15408(Common Criteria)認証を取得していること。なお認証を申請中の場合は、納入機器が当該認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現していることを証明すること。

6. 保守対象物件

電子複合機 2台

7. 保守期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

8. 履行場所

9. 履行内容

- ①電子複合機（オプション含む）が故障した場合、迅速に対応、修理を行うこと。
- ②電子複合機のトナー、ドラムカートリッジ等の消耗品を供給すること。
- ③上記のほか、電子複合機の保守及び消耗品等の供給に関する業務を行うこと。
- ④電子複合機を常に良好な状態に保つために、それらに精通したエンジニアによる十分な保守体制が図れること。

なお、毎月1回以上の定期点検を実施すること。

また、保守の拠点を境港漁業調整事務所付近に設置し、その対応は、連絡時から概ね2時間以内に納入場所において保守が行われる体制であること。

- ⑤電子複合機の改良部品及び内部ソフトウェアのバージョンについては、随時最新のものに更新すること。

- ⑥各機器の年間予定数量は別紙3のとおり。

ただし、予定数量であり最低使用枚数を保証するものではない。

10. 納入作業

①納入場所

境港漁業調整事務所（鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎1階）

- ②納入に際し必要なものについては受注者が用意し設置・設定するものとする。
- ③電源等の工事を必要とする場合は、工事関係書類を作成し担当職員に提出、了解を得ること。
- ④プリンタードライバーをシステムサーバーにインストールする場合等は、事前に当該ソフトの機能等を記した書類又はインストールディスク等をシステム管理者に提出し、了解を得ること。
- ⑤納入・設定等は、担当職員の指示に従うものとする。
- ⑥作業を終えた電子複合機は担当職員の確認を得ること。

11. その他

- ①電子複合機の納入に生じる経費、人件費、作業部品、引取処分費等は受注者の負担とする。
- ②電子複合機を納入する際の作業時間は、8時30分から17時15分までの間とする。
- ③受注者は、納入作業、打合せの際等に知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない。
- ④運用に必要なマニュアル及び資料等は、紙媒体により1台ごとに各1部提出すること。
- ⑤ネットワークスキャナ機能、ネットワークプリンタ機能の使用にドライバソフト等が必要となる場合は、あわせて必要数を納入すること。
- ⑥保守体制が充実しており、トラブル通知を連絡してから迅速な対応ができること。
- ⑦納入物品の搬入は、保護材等を用いて納入物品及び納入先建物に損傷を与えぬよう十分注意すること。万が一損傷を与えた場合は速やかに担当職員に通知し、その指示に従うこと。
- ⑧納入する物品の搬入・設置については、担当職員との打ち合わせによること。
- ⑨機器が決定次第、納入の7日前までにMACアドレスの提出を行うこと。

⑩納入時 IP アドレスの設定を行うこと。（アドレスに関しては別途指示）

⑪FAX 機能付き複合機については、登録されている宛先を新しい機械に登録すること。

⑫賃貸借期間満了後には、発注者の指示するところにより、設定情報の初期化及びHDDに残されたデータを消去するとともに、ただちに賃貸借物件を搬出しなければならない。

ただし、賃貸借期間満了後も当該物件について継続して賃貸借を行う場合は、当該賃貸借期間満了時に搬出を行うものとする。

⑬本仕様書に明示なき事項については、協議打合せのうえ決定するものとし、契約履行に当たっては担当職員の指示に従うこと。